



資料 3

8 生 福 第 5 7 6 号

令 和 8 年 6 月 2 2 日

京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会会長 様

京丹後市長 中 山 泰

京丹後市の健康と福祉のまちづくりについて（諮問）

京丹後市健康と福祉のまちづくり審議会条例第2条の規定に基づき、御審議いただきたい下記事項について諮問します。

記

- 1 第5次京丹後市地域福祉計画の策定について
- 2 第4次京丹後市健康増進計画の策定について
- 3 第10期京丹後市高齢者保健福祉計画の策定について
- 4 第8期京丹後市障害福祉計画の策定について

○第5次京丹後市地域福祉計画

少子高齢化の進展や社会経済情勢の変化により、障害、疾病、失業などの複合的な課題を抱え、生活を営む上で配慮を必要とする方が増加するなど、私たちを取り巻く社会問題はますます深刻化し、福祉ニーズは増大・多様化・複雑化している。

このような状況の中、市では、社会福祉法第107条に基づき、平成19年3月に「京丹後市地域福祉計画」を策定し、地域住民一人ひとりが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域の様々な生活課題に対して、地域全体で支え合う体制づくりを推進してきた。

今回、第4次計画の成果と課題を踏まえ、安心して暮らせる「地域共生社会」の実現に向け、地域福祉を推進するための包括的な指針として、新たに第5次計画を策定するものである。

本計画には、「重層的支援体制整備実施計画」及び「成年後見制度利用促進基本計画」を包含するものとし、属性を問わない相談支援、参加支援、権利擁護の取組を地域福祉の基盤として統合することで、総合的な地域福祉の推進を図るものとする。

○第4次京丹後市健康増進計画

我が国は、世界有数の長寿国である一方、生活習慣病の増加や要介護高齢者の増加が深刻な問題となっており、健康寿命を延伸するための予防に努め、生活の質の向上を図ることが重要となっている。

このような状況の中、市では、令和4年3月に健康増進法第8条及び食育基本法第18条に基づき、「健康増進計画」及び「食育推進計画」を「第3次京丹後市健康増進計画」として一体的に策定し、生涯を通じた健康づくりと食育を推進してきた。

今回、第3次計画の成果と課題を踏まえ、市民・行政・関係団体等の更なる連携のもと、健康寿命の延伸に向けた健康づくり及び食育の一層の推進を図り、市民の健康増進を総合的に推進することを目的として、新たに第4次計画を策定するものである。

○第10期京丹後市高齢者保健福祉計画

高齢化が急速に進む中、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らしていくためには、高齢者福祉の一層の充実が求められている。

市では、令和6年3月に、老人福祉法第20条の8に基づく「老人福祉計画」及び介護保険法第117条に基づく「介護保険事業計画」、共生社会の実現を推進するための認知症基本法第13条に基づく「認知症施策推進計画」を一体的に策定し、「第9期京丹後市高齢者保健福祉計画」として、地域包括ケアシステムの深化・推進と関連施策の充実に努めてきた。

今回、第9期計画の成果と課題を踏まえ、高齢者がいくつになっても元気に活躍できる「百才活力社会」の実現を掲げ、高齢者福祉及び認知症施策、介護サービスの提供体制の確保の方向性を示すとともに、介護保険料の決定に向け介護サービスと地域支援事業の量を見込むことを目的として、新たに第10期計画を策定するものである。

○第8期京丹後市障害福祉計画

地域には子どもや大人、高齢者、障害のある人など様々な人が生活している。障害があっても、住み慣れた地域で暮らし、主体性を持って社会、経済、文化、スポーツなどあらゆる活動に参加できる機会が保障される精神的・物理的バリアフリー社会の実現が必要不可欠である。

このような状況の中、市では、令和6年3月に、障害者総合支援法第88条及び児童福祉法第33条の20に基づき、「障害者計画」、「障害福祉計画」及び「障害児福祉計画」を「第4次京丹後市障害者計画・第7期京丹後市障害福祉計画」として一体的に策定し、障害の有無にかかわらず、誰もが個性や能力を豊かに高め合い、互いに尊重し合える真の共生社会の実現に向けた取組を進めてきた。

今回、第7期計画の成果と課題を踏まえ、市内の障害のある人の生活実態やサービス事業所の諸課題を把握・分析し、障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に係る目標及び必要量を見込むことで、障害福祉サービス等の円滑な実施を確保する計画として、新たに第8期計画を策定するものである。